

J-POWERグループの皆さまへ

最長60才まで、所得を補償する保険です 団体長期障害所得補償保険 (GLTD制度のご案内)



ケガや病気で仕事ができない間、
最長60才まで補償を継続して
受けることができます。

「安心して働いて
いただくために」



うつ病等の精神障害もカバーします。
(最長で24か月)

GLTD制度は、ケガや病気によって長期間仕事ができなくなったときの所得を補償する制度です。この制度により、仕事ができない間最長で60才まで所得補償を継続して受けることができます。

本制度は、会社加入部分と個人加入部分から成り立っています。会社加入部分(標準報酬月額額の10%)の金額だけでは、足りないという方も少なくないはず。そこで会社加入部分に加えて、個人で補償額を上乘せできる個人加入部分をご用意いたしました。是非この機会に、ご自身とご家族にとって必要なプランにご加入ください。

◆お申込方法

- ・継続加入の方 : 変更のお申出がない場合、前年と同じプランにて自動継続扱いとさせていただきますので、お手続きは不要です。
- ・新規加入・内容変更・脱退の方 : WEBサイトよりお手続きください。

※保険期間中の中途加入・内容変更・脱退はできません。

◆お申込締切日

: 令和7年4月30日(水)

◆保険期間(ご契約期間)

: 令和7年6月1日午後4時より令和8年6月1日午後4時まで

◆保険料払込方法

: 令和7年8月給与より控除開始(月払)

(注1) ご加入内容の変更または継続しない旨のお申出のない限り、継続日時点の年齢が満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(注2) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加入資格

令和7年6月1日において満15才以上満59才以下の、告知日現在、正常に勤務している電源開発株式会社ならびに関係会社の従業員かつJ-POWERグループ共済会への入会資格を持つ従業員(個人加入部分は共済会会員である従業員)の方がご加入できます。

詳しくは下記コードまたはWEB画面より、重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内・団体長期障害所得補償保険サービスガイドをご確認ください。下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



GN22D010832

お支払いする保険金のご説明



GN22D010836

健康状態告知についてのご案内



GN22D010763

団体長期障害所得補償保険サービスガイド



GN20D010113

ケガや病気による長期療養時の所得補償

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で60才まで所得を補償します。

J-POWERグループの従業員の方のみが加入できる保険ですので、この機会にご加入をおすすめします。

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で60才まで所得を補償します。

一部復職後も補償

一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長60才まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません)。

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、補償します。

会社が一定額分を補償

会社が一定の保険料を負担することにより、ケガや病気による長期間仕事ができなくなったときの所得をサポートします。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

妊娠に伴う障害も補償

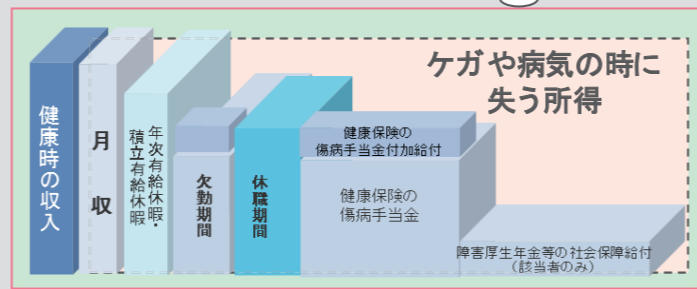
妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。(注)ただし、本特約の免責期間は基本部分で設定されている免責期間または、90日と比較していずれか長い方の期間を免責期間とします。※女性のみセットされます。

もし、長期間働けなくなったら...

長期間休職して退職した場合、会社からの給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金給付額は標準報酬月額額の3分の2であり、その給付額も18か月で終了するため、その後は原則として所得がなくなります(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)。

【イメージ図】

この部分がぼっかりと空いてしまいかねません!!



記載のイメージ図はグローバル・エリア社員を想定しており、適用される就業規則な所属会社の給与取扱いにより異なる場合があります。

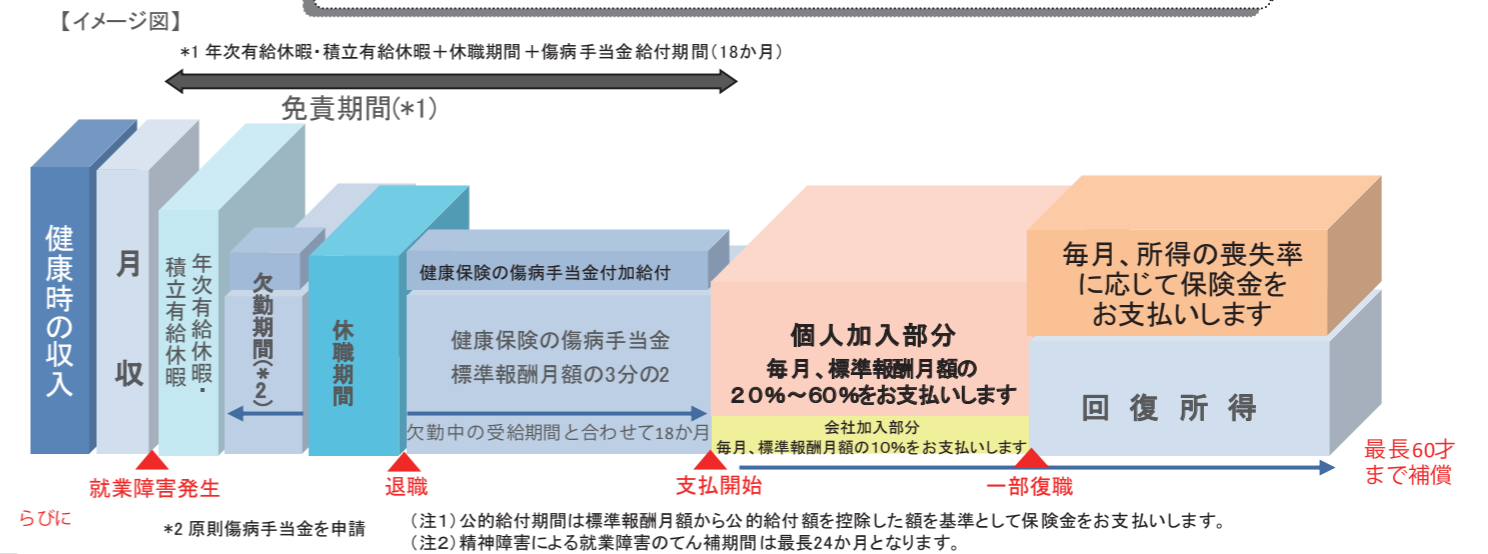
GLTD制度があればこう変わります!

ケガや病気により欠勤・休職期間が長期化し、免責期間を超えても仕事に復帰できない場合に、最長で60才まで所得を補償します。この保険制度により、毎月、会社加入部分に加え、個人加入部分で選択したプランに応じて補償を受けることができます。

世帯主の方、独身の方、共働きの方、長期間所得がない中、生活を続けていくことは可能ですか? ご自身に必要な補償額を確認ください。

特に住宅ローンをお持ちの方、小さいお子さまがいる方はご加入をご検討ください。長期療養の場合は死亡の場合と違って死亡保険金はありません。

最長60才まで毎月の所得を補償



月々の保険料

- てん補期間は60才に達した日の属する月末まで(※)。ただし免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。(※)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。
- 保険料は団体割引25%(被保険者数5,000名以上10,000名未満)を適用した場合の保険料です。なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)により保険料が変更となることがあります。

① 標準報酬月額額の20%補償プラン

② 標準報酬月額額の40%補償プラン

③ 標準報酬月額額の60%補償プラン

- 個人加入部分の保険料はWEB手続き画面にて、ご確認ください。
- てん補期間は最長60才に達した日の属する月末までです。
- 免責期間は年次有給休暇・積立有給休暇+休職期間+傷病手当金給付期間(18か月)です。

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、天災危険補償特約をセットしています。

プランと補償額

個人加入部分でさらに補償内容が充実します

住宅ローンをお持ちの方、お子さまが小さく今後の養育費用・教育費用が必要な方など、会社加入部分の「標準報酬月額額の10%」の金額では、自分の生活に必要な資金には足りないという方も少なくないはず。そこで、会社の補償に加え、個人加入部分に加入いただくことにより、一層充実した補償内容になります。あなたとご家族が1か月生活するのにいくら必要か、それに合わせてプランをお選びください。

1か月生活するために最低限いくら収入が必要かを考え、ご自身とご家族にとって必要なプランにご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は電源開発株式会社を保険契約者とし、電源開発株式会社およびグループ会社（株式会社J-POWERビジネスサービス、株式会社J-POWERハイテック、J-POWERジェネレーションサービス株式会社、J-POWERテレコミュニケーションサービス株式会社、株式会社J-POWER設計コンサルタント）の従業員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（電源開発株式会社）に交付されます。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として回答していただきます。正しく回答していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- プラン選択にあたっては、他の保険契約等の加入状況をご相談してお決めください。同種の危険を補償する他の保険契約等の保険金額の合計が「平均月間所得額」を上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■用語のご説明

用語	ご説明
回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
公的給付控除対象額	公的給付控除あり型の場合、支払基礎所得額から差し引く主な公的給付額は次のとおりです。 1. 労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国の労働災害補償法令によって支給される休業補償給付または障害に対する年金給付（傷病年金、障害年金1～7級）もしくは一時金給付（障害一時金8～14級）（特別支給金は含みません）。ただし、一時金給付については、一時金額算出のために給付基礎日額に乗じる給付日数等で割った金額を保険金給付1日についての控除額とします。なお、休業特別支給金は控除の対象とはなりません。 2. 健康保険法その他日本国の健康保険法令によって支給される傷病手当金 3. 国民年金法、厚生年金保険法その他日本国の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付（国民年金障害基礎年金、障害厚生年金） 4. 日本国外の法令に基づいて支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。なお、対象とする給付が一時金で給付される場合は、上記1.の規定に準じて取り扱います。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をいいます。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
就業障害	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。
被保険者	協定書に記載された補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。

「生きること」を支えるために...

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し、住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなどといったことがないように、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

就労支援トータルサービスのご案内

「GLTD制度」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

■メンタルご相談

メンタル相談サポート
会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます（予約制：平日10時～17時）。
（注）治療に関するご相談はお受けできません。
（注）治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート

Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
（注1）治療に関するご相談はお受けできません。
（注2）メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

■健康・医療・介護ご相談

健康・医療・介護のご相談
健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート
最寄りの人間ドック施設などを紹介します。電話またはWeb（健康・介護チャンネル）でご利用いただけます。
（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供
全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

■各種手続きご相談

税務・フィナンシャルサポート
医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
（注）一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート
障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供
お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となります。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

（引受保険会社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事 分担割合：95%）
東京企業営業第七部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 電話050-3461-7268

日本生命保険相互会社（非幹事 分担割合：5%）

この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

●ご相談・お問合わせ先

取扱代理店
株式会社J-POWER保険サービス
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-3-10 新宿御苑ビル7F
電話0120-911-540

※音声ガイダンスに従って「2」（保険に関するお問合せ）→「1」（ご家族やご自身の保険についてのお問合せ）と順に押してください。

「GLTD制度」Q&A

団体長期障害所得補償保険（GLTD）

Question1	どのような場合に保険金を受け取れますか？
Answer	免責期間を超えて、病気やケガで働けない状態が続いたときに保険金を受け取ることができます。保険金の請求には医師の診断書等が必要になります。なお、実際に会社に出勤していないことを確認させていただきます。 ※お支払いする保険金のご説明の「保険金をお支払いできない主な場合」もあわせてご一読ください。
Question2	いつまで保険金を受け取れますか？
Answer	最長60才（60才に達した日※の属する月末まで、または3年間のいずれか長い期間となります）、また精神障害による就業障害については最長2年間まで受け取ることができます。ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。 ・被保険者が死亡した時 ・就業障害が残らず復職した時 ・就業障害が残ったまま一部復職し、所得が就業障害発生直前の所得の80%以上になった時 ※60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。
Question3	他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）等とどこが違うのですか？
Answer	団体長期障害所得補償保険は、病気やケガで働けなくなったときに日常生活を維持していくための収入を補償するものであり、最長60才まで保険金を受け取ることが可能です。（注：病気の種類や復職後の状況によっては、60才まで補償しないことがあります。また、団体長期障害所得補償保険は病気やケガで働けなくなった場合の収入の一部を補償する保険です。ローンや生活費等の実費を補償するものではありません。）死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は120日～180日程度と短期間になっています。
Question4	一部復職とはどのような状態ですか？
Answer	一部復職とは、業務に復帰はできたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%を超える所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお支払いいたします。
Question5	精神障害でも保険金は受け取れますか？
Answer	はい。「団体長期障害所得補償保険（GLTD）」にセットされる精神障害補償特約の対象となる精神障害による就業障害については、免責期間終了後、最長2年間を限度に保険金をお受取りいただけます。

Question6	保険料は掛け捨てですか？
Answer	はい。掛け捨てです。
Question7	保険料は、どのように決定されるのですか？
Answer	保険料は、毎年、保険始期日時点の被保険者の年齢、性別と標準報酬月額等をもとに加入者毎に算出いたします。そのため、毎年変わります。
Question8	払込保険料は保険料課税控除の対象となりますか？
Answer	はい。介護医療保険料控除の対象となります。他の介護医療保険料控除と合算して所得税については最高40,000円が、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。 ※こちらは損害保険商品ですが、税金控除の際は介護医療保険料控除枠となります。 ※この取扱いは2024年12月現在のものであり、今後の税制改正によって変わることがあります。
Question9	保険金に税金はかかりますか？
Answer	いいえ、全額非課税です。（2024年12月現在）
Question10	加入・脱退はいつでも可能ですか？
Answer	ご加入・脱退のお手続きは、年に一度の募集期間のみとなっております。なお、制度から脱退された場合、再加入時には、改めて告知が必要となり、健康状態によっては加入できない場合などがございますのでご注意ください。
Question11	継続時に、補償を拡大する場合、告知が必要ですか？
Answer	はい、補償が拡大する場合は告知が必要となります。
Question12	加入後、告知に該当しても更新できますか？例えば加入後がんになった場合でも更新できますか？
Answer	任意加入後、同額もしくはそれ以下のプランであれば、再告知不要で更新可能です。 がんであっても同様です。補償拡大の変更はできません。
Question13	他の保険契約欄は何の数字を書いたらよいですか？
Answer	同種の所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等に加入している場合に毎月受け取る保険金額を記入ください。死亡保険や入院保険は記入不要です。

保険の内容は「団体長期障害所得補償保険（GLTD制度のご案内）」のパンフレットをご覧ください。
詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

（2025年2月承認）A24-103702